

示しいただきたいと思います。

学校教育課長

7項目ございますが、学校教育課としましては昨年度もこの件については一般質問で質問を受けております。その返答といたしましては、いま現在、2年間続けて各学校での教室の温度を計測してきております。その中で昨年度は猛暑でございましたから、ある小学校におきましては教室の温度が35度という報告もあがってきております。本年度につきましては昨年のような猛暑ではありませんでしたから、一番高いところで30度というような報告があがってきています。この件に関しましては代表校長会あるいは校長会で、昨年は非常に暑かったため、昨年度からことしにかけて各学校・学級に扇風機を設置しております。それでこの暑さについてはどうでしたかという、いろんな問いかけをしておりますが、その中で現場からあがってきた声といたしましては、本年度については十分扇風機で対応できているという報告をいただいております。

今後とも継続的に教室の温度等については測定して、そして本年度の一般質問でもあがってきておりましたが、どのような状況になれば設置するのかということにつきましては、35度以上の猛暑が続いて、教室の温度が体温近くになる場合は設置を考える必要があるかというように考えているという答弁をしてきております。ですから来年度以降も調査をしまして、その中で教室にいても授業中に熱中症になるとかいった場合については考えなくてはならないというように考えております。学校教育課としてはそのような対応をしてきているところでございます。

鯉川委員

すいません。どれについてがどの答弁がちょっとよく分からない点があったので、この問題についてはこう思うと、例えば「地球温暖化は鎮静化する気配がない。」と書いてあるけども、執行部はこう思うとか、「放射能や黄砂の影響が危惧される。」これについてはこう思うというように、できたら親切な見解と言うか、執行部としての考え方をお示しいただけたら、私のような者でもわかりやすいと思いますので、小学校5年生でもわかるような教え方をしていたいただければ、ありがたいと思います。

こうやって請願があがってきている以上、これについてはどうするという事は考えて、きょう委員会に臨んでおられるんじゃないんですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:09

再開 10:11

委員会を再開いたします。

教育部長

7項目ありますけれども、順番が前後するかと思います。「国の労働安全基準は28度以下」ということですが、これは基本的には労働者に対する基準でありまして、学校等に対する基準ではございません。それと「多くの公共施設はそれに従っている。」確かにその通りでございますけれども、これは一般質問でもエアコンが28度になっているではないかというご質問もありましたが、基本的には30度でつければともありまじょうし、26度でつければともございますので、これは労働安全基準法上28度以下が望ましいというような形になっていると思います。

それから2番目の日本生気象学会については、これは見解のひとつということでございますが、正直に申し上げまして詳しくは調べておりませんが、ひとつの見解だというふうに理解しております。

それから3番目の「授業中は、ある程度自席に拘束される。」ということがございますけど

も、小学生が45分、中学生は50分の授業でございまして、その間に5分なり10分間の休憩時間等がございますので、これは個人の差はございましょうけれども、長時間拘束される云々ということとはならないというふうに考えております。

それから設置に時間がかかるというのは、確かに6月、7月ということで急に猛暑になった時に、確かに時間的には間に合わないと言われることは事実だと考えております。

それから合併特例債、その分はまだ計算しておりませんが、合併特例債を利用しますと、確かに一般財源の負担は金額的に軽減されると思っておりますが、10億円ということについては算定いたしておりませんので、ご了解お願いいたします。

それから6番目と7番目につきましては、これは一般的に言われるお話でございまして、教育委員会としては特段の見解は持ち合わせておりません。以上でございます。

鯉川委員

詳しい説明ありがとうございます。私もこの点が気になりましてインターネット等でいろいろ調べた結果、いまクーラー等が設置してあるのが全国で大体1割程度と、その中でどうしてもやっぱり子どもさんまた親御さんがクーラーをつけてほしいという要望があった場合に、いろんな方法が書かれてあった中の1つとして、1点目にイニシャルコスト的には公的なところが補助してつけてあげたと、あとランニングコストについてはもちろんその親御さん達からアンケートなりを取り、承諾を得て、1年間で1保護者あたり5千円なら5千円をいただいて、ランニングコストを賄っているというような自治体もあったように書いてあるんですけども、いろんなやり方があると思うんですけど、そういったことをまずだめだと言うんじゃなしに、検討されたかどうかの見解をお伺いしたいと思います。

教育長

失礼します。福岡県内、近くに空港があったりするような条件の小中学校で設置されているところも実際はありました。筑豊地区でも高等学校につきましては、いま質問者おっしゃいますとおりクーラーの設置がなされ、ある高等学校は月に800円、ある高等学校は月に500円というように保護者から徴収もされています。教育委員会といたしましても一昨年のような猛暑が、それこそ連続して2年も3年も続くような状況になるというような判断をした場合につきましては、この請願にありますとおりクーラーを設置し、その費用について試算しますと、ランニングコストが全教室に設置した場合、約1億円かかりますので、それを保護者に、全部になりますのか、一部になりますのかは今後検討になると思いますが、負担をしていただくことについてもPTA等と協議が必要だというようなこともシュミレーションいたしました。それで今年度のような状況ですと、先ほど学校教育課長も言いましたとおり、学校現場の代表校長会や校長会の声を聞きましても扇風機があるのとないのとでは随分状況が違ったと、ことしのような状況だったら大丈夫だと、同じ教育予算を投入するなら別の形のほうがいいというような総意でございましたので、来年も調査を継続させていただきまして、必要かどうかというアンテナもしっかり張りながら、今後検討させていただきたいと考えている次第です。

鯉川委員

いろんな多岐にわたっての検討をなされ、そしてできるだけ合併特例債が使えるうちに、できれば1日でも早く、早期につけていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わります。

委員長

他に質疑はございませんか。

岡部委員

ないよりはあったほうが良いということはわかるんですけど、基本的に、要は熱中症対策の問題でいまここに上がっているわけですけど、現実には熱中症に、この飯塚市内の小中学校の教室内で勉強中にかかるというふうなことはあっているんですか。

学校教育課長

各小中学校から熱中症についての事例としまして、教室で熱中症になったという事例は今のところ報告はあがっておりません。熱中症であがってきたと言いますのは、特に中学校は5月に体育会がございしますが、そのときの練習中に足がつったとかそういった報告もあがっていませんし、あと中学校の夏の大会が7月にございしますから、体育館での試合中に熱中症のような症状に陥ったというようなことの報告はあがってきております。ただ教室で授業中という報告はありません。

岡部委員

ご承知のように日本の国土は、北は北海道から南は沖縄までかなり長く、北と南に分かれておるわけですが、その中で飯塚という位置づけをどのようにとらえられておるのか、それと学校という文科省の関連の中で、この問題、例えば北海道と沖縄とを比較しても比較にならないと思うんですよ。ただ温暖化の中で、この飯塚、北部九州という位置づけをどのようにあなた方はとらえられておるのか、そういうところもですね、やはりきちんとしたデータに基づいた形の中で答弁をしていただきたい。簡単に言うと、もう問もなくここでは授業にならないと、熱中症対策で扇風機では対応できないというものがあるのであれば、当然これはクーラーも必要になると思うし、ただ1点目にお聞きしたクーラーについては、まだ熱中症の患者が出ていないということであるならば、あなた方はきちんとしたデータに基づいて、やはりこの請願に対して対応していくべきだろうと思うんですよ、状況として。どうなんですか、あなた方自身として、今の状況の中でお金があるとかないとかは、特例債の問題もありましょう。だけど特例債の問題というのは特例債の適用期間を過ぎたら、あとは単費で持ち出していくかという問題も当然ついてくるわけですから、そこのところもひっくるめて、あなた方がもう少しこの請願に対して時間をかけて、中身をきちんとして理解していただいて、その上の答弁をいただきたいなと思うんですけど、いかがですか。

教育長

実は先ほども答弁がりましたが、一昨年は30度以上が1週間、月曜日から金曜日まで教室の温度が超えた週もありましたし、35度以上を計測した教室もございましたので、学校現場からも何とかしてくれと、この状態が次の年も続くようであれば授業にも支障をきたすという声を受けまして、教育委員会としてすべての学校に扇風機をつけるという取り組みについても現場の校長会等とも協議をして、その対応をして、今年度を迎えました。今年度を迎えた形では支障がないという判断を私どももしておりますので、来年度以降も大丈夫かどうかということいろいろデータをとりながら、また現場の声を聞きながら検討していき、対応をする策を打っていく方向を、現在考えているところでございます。

委員長

他に質疑ございませんか。

松本委員

大変恐縮ですが、教育長の答弁はわかりかねます。この請願についてやっぱり教育の現場として、また行政として、お金がかかることですから、設置費用がどれくらいであるとかというのは、やはりちゃんと試算をしてお答えをしていただかなくては、私はおかしいと思います。それと最初に働く人たちの安全基準というのは28度というふうに定められておるわけですが、じゃあ教育委員会はずっと教室の温度を調べているというふうに一般質問でも出ておりましたけれども、今もそういうご答弁でした。それが30度なのか、35度になるのかというような教育現場での安全基準というのは、いま教育現場で図られている基準がもとになってくると思うんですが、3年間も4年間も温度ばかり測られてもですね、どの温度が教育の現場として適当な安全の温度なのかということは、当然いま調べてあるわけですから、出ているんじゃないかと思うんですが、それはいかがでしょうか。

教育施設課長

失礼いたしました。まず1点目の設置した場合の設置費用はいくらになるかということで、試算は行っております。市内の公立小中学校が34校ございまして、普通教室と特別支援教室をあわせて404クラスでございます。この404クラスすべてにエアコンを設置するといたしますと、空調の設置費用とあわせてそれに伴います電気工事が必要になりますので、それをあわせて約15億円と見込んでおります。

学校教育課長

教室内の適正温度ということだろうと思っておりますが、これにつきましては30度以上、35度以下が1週間以上、あるいは10日以上続くとなると考えなくてはならないと、教育委員会としては考えております。

松本委員

ちょっと確認します。30度以上、35度以下この間が1週間続くようであればクーラー設置も考えざるを得ないのではないかと考えているということですか、そのとおりですか。

学校教育課長

この前の議会の答弁では35度になれば教室でも熱中症になるかもしれないということで答弁してきておりますが、ただこの35度というのが1週間続くということがないんです。ですから30度以上35度以上というのは、35度ぐらいの気温が教室内で1週間あるいは10日続けば考えなくてはならないということです。

松本委員

それはいわゆるさっきも話に出ていましたが、熱中症ということの心配ということですね。わかりました。

委員長

他に質疑はございませんか。

(なし)

暫時休憩いたします。

休憩 10:26

再開 10:36

委員会を再開いたします。

岡部委員

いま懇談会の中でもちょっと話をしていたんですけど、ここに出てきている請願というのは、あくまで機械で冷やすクーラーに限った話で出てきているわけですよ。それでいま私もいろいろとエコ事業に関連して情報を入れておりますと、やはり断熱効果の高いものを使ったりとか、あるいは送風効果を使って全体の温度を下げるとか、いろんな方法が出ているみたいなんです。そのことに対して、代わりにこうじゃいかんですかとかいう執行部からの答弁もない。だからそういうところを少し時間をおいて、勉強もしていただいてやったらどうかということで、委員長できればこの問題については、いまイエス、ノーと決めるのはちょっといかがなものかなという気がいたします。

委員長

他に質疑はございませんか。

(なし)

お諮りいたします。本件については、慎重に審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

いま岡部委員のほうからも意見がありましたように、ただクーラーの設置ということだけで

はなくて、いろんな角度から見られて検討をしてみてください。また、これは継続審査でございますので、次回にでも報告ができるような形の資料等も用意しておいてください。お願いいたします。

次に「学校施設等の再編について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

市立小中学校再編統合計画の進捗状況について、3点ご報告させていただきます。

まず1点目は、穎田小学校及び穎田中学校の施設一体型小中一貫校への整備の状況についてでございます。

平成25年4月開校を目標に、今月から建設工事に着手しております飯塚市立穎田小中学校については、穎田小中学校建替えに関する地域教育会議において、地域代表と学校側及び教育委員会と建設後の学校施設等の利用や教育内容についての協議を行ってまいりましたが、学校の愛称等についての提案書が教育委員会へ提出されております。学校の愛称につきましては、地域の名称を学校名に残し子どもたちに親しんでもらうとともに、将来に伝えていきたい等の理由により「飯塚市立小中一貫校 穎田校」とする提案を受けております。

また、この提案とあわせて両校共通の校章として現在の穎田小学校の校章を使用することが報告されております。これは、穎田小学校、穎田中学校両校の校章の成り立ちを調べた結果、共通して笹の葉の雪が降り積もったところをかたちどっており、小学校の校章には「穎」の文字が入っていることから、新たな校章としてふさわしいとの理由でございます。

本提案書の取り扱いといたしましては、愛称名は教育委員会会議に諮り教育委員会規則として定める予定にしております。また、校章につきましては学校が定めるものでございますので、学校側で取り扱うことになっております。

2点目が、飯塚第一中学校への菰田中学校及び飯塚第三中学校統合についてでございます。校舎増築工事の完成が平成25年度に予定されておりますことから、平成26年4月の統合を目指し、関係小学校及び中学校の学校長とPTA会長で構成される飯塚第一中学校統合調整会議を組織いたしまして、統合に伴う調整を取り行っております。今年中には学校名をはじめ、統合時に調整が必要な校章、校歌、制服の指定、通学路及び部活動等の課題に対する調整案が出されるのではないかと見込んでおります。内容が決まりました時点でご報告したいと考えております。

3点目が、幸袋、鎮西、穂波東中学校区における小中一貫校建設計画の進捗状況でございます。これにつきましては8月開催の当委員会でご報告いたしました「飯塚市小中一貫校建設基本構想中間報告書」に基づき、公募により地域住民検討会を各地区で開催し、本基本構想に住民の皆さまのご意見を反映し完成させる予定で9月以降取り組み、鎮西、穂波東両地区におきましては10月上旬に検討会を終了いたしました。幸袋地区におきましては検討会を開催したところ実質的な候補地選定協議の場というような誤解を生じたため、検討会の進行が困難となりましたことから、再度整理を行い検討会を再開する予定としております。その第一弾といたしまして11月17日に住民説明会を開催し、本計画について候補地案を含め説明し、あわせて検討会の趣旨について説明を行う予定としております。このため基本構想策定に関する委託契約期間を10月31日までとしておりましたが、契約期間内での完成が困難となりましたことから、平成24年3月31日まで延長することとしております。今後は、幸袋地区住民の皆さまのご協力を受け、できるだけ早期に完成を目指したいと考えております。

委員長

説明が終わりましたので、ただ今の説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思
います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し
出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「飯塚市教育委員会評価結果(平成22年度分)について」の報告を求めます。

教育総務課長

「飯塚市教育委員会評価結果(平成22年度分)について」ご報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づきまして、平成22年度に
実施した事業の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成
いたしましたので、議会に提出させていただくとともにその概要についてご報告いたします。

配付いたしております資料「飯塚市教育委員会事業評価結果報告書(平成22年度分)」を
お願いいたします。

報告書の1ページをお願いいたします。まず1ページには本報告書を作成している目的等を
法の規定も抜粋して記載しております。このページの中段から4ページにかけては飯塚市
教育委員会の構成等の説明や教育委員の活動状況などについて記載をしております。

4ページをお願いいたします。中段の「平成22年度事務事業評価」につきましてからが、
今回事業評価を実施した内容を記載しているものであります。まず「点検・評価する事務の対
象」は、22年度の教育施策要綱に掲げる主要施策を達成するために取り組んだ主な事業を対
象としております。「点検・評価の方法」は各事業の達成状況につきまして、担当部署で自己
評価を行った後、教育に関し学識経験を有する方として、目次の一番下にも記載してありま
すが、福岡教育大学の坂本教授と元小学校校長の手嶋先生の2名の方から、「A：達成してい
る」「B：概ね達成している」「C：課題がある」「D：事業見直しが必要」の4ランクで評
価をいただいております。また、この外部評価をいただくにあたりましては、評価者と各所管
課との間で、事業毎にそれぞれヒアリングを実施いたしまして、事業内容等の詳細について意
見聴取を行った上で2名の合議のもとに評価をしていただいております。

5ページをお願いいたします。「2全体評価結果」でございますが、事業全体を通しての第
三者の意見を外部評価講評として、それぞれご意見をいただき掲載をいたしております。

6ページをお願いいたします。全体集計結果でございますが、学校教育分野13事業、社会
教育分野13事業の計26事業を選定し評価をいただいております。その結果、「A：達成し
ている」が9事業、「B：概ね達成している」が14事業、「C：課題がある」が3事業、
「D：事業見直しが必要」が0という結果となっております。

次に、7ページをお願いいたします。「3取組施策別評価結果」でございますが、表の見方
の中で、「意見等」の記載部分につきましては、事業ごとに所管課と評価者がヒアリングを実
施した際の評価者の意見を記載しているものであります。7ページから11ページまでは「学
校教育」分野の13事業を、12ページから16ページまでが「社会教育」分野の13事業に
ついて、それぞれ評価結果を掲載しております。それぞれの各項目の詳しい説明は省略させ
ていただきます。

次に18ページから43ページにかけては、各所管課において作成しました「点検及び
評価シート」26事業分を添付いたしているものであります。この「点検及び評価シート」に
つきましては、事業等の目的・内容・目標値、また取組状況や成果、今後の方向性等を所管課
において自己点検・評価いたしましたもので、外部評価をいただくにあたりまして、このシートを

お示しして評価をしていただいたものでございます。

最後に44ページから47ページにかけては、「教育委員の活動状況」の参考資料として、平成22年度の教育委員会会議における議案等の一覧表を添付いたしているところであり
ます。

この事業評価結果報告書につきましては、議会に提出するとともに市民の皆様にも市のホームページ等で公表し、ご意見をいただきたいと思っております。また評価者からいただいた指摘なり要望等を踏まえ、今後の教育行政の改善に役立てていきたいと考えております。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「市民課窓口業務委託の進捗状況について」の報告を求めます。

市民課長

市民課窓口業務委託の取り組みについての進捗状況を報告いたします。

去る9月28日に選定委員会設置要領を定めたのち、9月30日に第1回選定委員会を開催し、プロポーザル実施要領等について協議していただきました。10月3日に同要領等の周知を公告及び市のホームページにて行い、参加表明者の公募を開始しました。10月12日に第2回選定委員会を開催し採点基準について協議を行い、10月27日の第3回選定委員会において第1次審査が終了したところです。応募内訳は5者から応募がっており、選定委員会で審議の結果、5者全者に第2次審査参加依頼を行っています。以上が現在までの進捗状況です。

この後、11月17日の第2次審査を経て最適任者を決定し、協議が整い次第、契約の予定
です。市民課としましては、委託業者には個人情報について十分な配慮がなされ、従事者の質が確保されることが第一と考えておりますので、その旨を選定委員にお伝えしております。資料につきましては、プロポーザル実施要領、仕様書、個人情報の取扱に関する特記仕様書、導入スケジュール(案)を配布しております。

資料につきまして、若干説明を加えさせていただきます。まず、市民課窓口業務委託プロ
ポーザル実施要領についてです。本市が、市民課窓口業務委託の受託者を公募型プロポーザル方式により選定し、契約を行うための必要な手続き等について定めたものです。1の業務名から18の実施スケジュールまでを掲載しています。参加資格及び要件につきましては、1ページ(1)から2ページ(9)まで記載をしていますが、主なものとして(7)一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する情報セキュリティマネジメントシステムまたはプライバシーマークのいずれかを認証取得していること。(8)過去10年間に官公庁の窓口または一般事務の実績を有すること。(9)福岡県内に本社、支社または営業所もしくは事務所を有し法人登記を行っていること及び入札・見積、契約締結、代金の請求・受領等の権限を本社代表者から代理人に委任されていること等をあげています。審査の手順につきましては、2ページに記載していますように第1次審査と第2次審査を行うようにしています。第1次審査については、3ページ9の(1)に掲載していますように、参加表明書、会社概要票、業務実績調書並びに提案書(1)から(3)、これらの内容は後ほど4ページ13のところに出てまいります。これで第1次審査を行うようにしています。また第2次審査は、4ページ12の(1)の提案書(4)から(10)並びに見積書およびプレゼンテーションに基づき審査をしていただき、この第1次審査と第2次審査を加算した点数が高得点の者を最適任者、次の者を次席者とし選定するものです。

なお、提案書の記載内容につきましては、4ページの13に掲げていますが、主に括弧内に記載している項目についての評価を行います。

次に、仕様書についてです。1 委託業務から、2 業務日、3 業務時間等を記載しています。

最後に、個人情報の取扱いに関する特記仕様書についてです。この仕様書につきましては、複数の地方公共団体において、業務の外部委託業者から個人情報が漏えいする事案が発生したのを受けて、平成21年3月に総務省から「地方公共団体における業務の外部委託事業者に対する個人情報の管理に関する検討」報告書の中で示された雛型を飯塚市に置き換えて作成したもので、15条の条文からなり、契約書に添付したいと考えております。以上が資料の説明でございます。

また、今回の窓口業務の一部民間委託に伴い市民課の受付カウンターを増設するため、12月16日に市民課年金係と通路を挟んだ真向かいの健康増進課の特定健康診査担当係の執務場所の入れ替えを予定していますので、あわせてご報告いたします。なお、市民の皆様へは12月1日号の市報にて周知いたします。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

休憩 10:57

再開 10:57

(委員長交代)

委員会を再開いたします。

坂平委員

いまの窓口業務委託の分でいろいろと説明を受けましたけど、基本的には決算特別委員会でもいろいろと質疑が出ました。その中で主な質疑の内容としましては、地場業者育成そして地元の業者にできるだけ優位にと、優位という言葉が適切かどうかというのはわかりませんが、今回いろいろと説明を聞く中で、福岡県内に事務所、営業所等々を置いているところということで説明がありましたけど、実際にこれは全国的にホームページあたりに載せて公募されていますんで、いま現在、回答できるならば地元からの公募もあるのか、それとどの範囲までの公募者が5者の中にあるのか、その辺りは地域だけ、業者名は言えないでしょうから、本社なのか、営業所なのか、支店なのか、所在地は報告できますか。

市民課長

先ほど申しましたように実施要領の中で福岡県内ということで、福岡県内に本社、支社または営業所もしくは事務を有して法人登記を行っていることというふうにしております。今回応募があったところはすべて福岡県内にこれらがあるということで資格を満たしているということでございます。また業者名は何もかも終わった時点で公開をさせていただきたいというふうに思っております。

委員長

できるか、できないか答えなさい。できないならできない。できるならできると教えてください。

暫時休憩いたします。

休憩 11:02

再開 11:02

委員会を再開いたします。

市民課長

市内業者は1者あります。それからあとは県内が2者、県内は福岡市が2者ですね。それと・・・(沈黙あり)

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:03

再開 11:03

委員会を再開いたします。

市民課長

失礼いたしました。本社の場所ですけれど、福岡市が2カ所です。それと東京が2カ所です。それと先ほど申しました、市内が1カ所ということです。

坂平委員

過去の話になりますけれど、文化センターも一緒ですけど、基本的にはどうしても地方のいろんな業者さんよりもこういった専門的なことになってくると、どうしても中央のほうが資料、その他いろいろと出た中で、どうしても評価点だけの審査をしていくと上にいくと思うんです。あとは飯塚市行政、市長、副市長あたりになると思いますけど、地場業者をどのように今後育てていくかということに対して、どのように考えてあるかなということでお尋ねをしたいなというふうに思いますけどね。どんなふうですか、そのあたりは。

副市長

この地場業者の育成というのは、前にも答弁したことがございますが、行政としては当然、重要なことだと、また育成していかなければいけないというふうには思っております。ただ今回やろうとしています業務については、全国的に広がったという業務ではありません。かなり特殊な業務でありますし、先の委員会で何人かの委員さんからもご指摘いただいたんですが、住民情報を扱うもんですから、個人情報をいかにきちっと守るかということが、多分、最大の争点になるだろうと私も考えておりましたし、だから今回の条件としてISOのそういう資格等、応募資格の中にある程度の絞り込みを掲げてやったということです。ただ比較的新しい業務ですから数多くあるところではございません。ですから端的に言えば、市内業者と市外業者をどうするかということですけど、その辺は十分に市内業者育成の観点からも配慮しなきゃならぬのですけれども、また一方では行政ですから、決まったときにどういう方法で決まったということを、請求があれば公開しなければなりませんから、その説明責任とプロポーザルでやった場合はどうしてもその評価の中身をいずれ公表しなければならないという問題もございまして、その辺を十分に考えながら、1次審査が終わって今度は2次審査をする訳ですけども、そういうことを十分に勘案しながら地元業者がそれに十分対応できるのであれば、それにこしたことはありませんし、その点を選考委員みんなで十分討議してやっていきたいというふうに思っております。

坂平委員

いま副市長のほうから説明がありましたけど、当然その結果が出れば、公募されて5者残っているということですから、そこにも結果報告ということで通知はしなければいけないだろうとは思いますが。ただ先ほどから何度も言うように、決算特別委員会の中でもやはり地元と、今から財政的にも地方というのは非常に厳しくなってくる状況でありますので、地元でそういう資格のある業者は、そしてまた1次審査、2次審査まで残っていつていると、若干なりとも能力が低くても、資格があって、今からそういった業務委託を出すのであれば、はじめは誰しも能力の出せる形というのは、実際にやってみて、またそういうことを指導しながら育てるということも大切なことだろうと思っておりますので、そのあたりは十分に審査をされる方々、選定委員の方々はどの方がなっているか我々はわかりませんが、その方々にも行政の意向をしっかりと指導していただきながら、できるだけ地元にといいふうをお願いをして、質問を終わります。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11:08

再開 11:08

(委員長交代)

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

松本委員

いま委員長に地場の業者でということ締めくくっていただいたんですが、前回私ちょっと委員会を欠席いたしております、この案件についてどういう質疑が出たのかよくわからないんですが、ちょっと前に戻って申しわけないんですが、この市民課窓口を民間委託にするというこの報告が前々回の委員会でございました。それから前回ですので、私は欠席をしておりましたのでわかりかねるんですが、この市民課の窓口を民間委託にしてやっているところはどれくらいあるんでしょうか、ちょっとお尋ねをいたします。

市民課長

民間委託に取り組んでいる市の関係ですけれど、近隣で申し上げますと太宰府市、大野城市、直方市、春日市、宗像市、福岡市、宮若市等が窓口業務の民間委託に取り組んでおります。

松本委員

県内でいま7市が民間委託をしている。それ以外はやっていないということなんですが、行政のほうはこのスケジュールを見さしてもらおうと、第1次、第2次ということで11月の下旬には契約となっているんですが、この委員会もそうだと思うんですが、決算委員会でも地場というお話が出たということなんですが、委員会自体は報告というか、子細な報告というのは、「窓口の民間委託をやりたいと思います。」と報告事項でいただいて、きょうなんだろうと思うんです。ちょっと前回が私よくわからないんですがね。そうしますと今のようにこれを行政がやると決めてスタートしているんだからというようなことだろうと思うんですが、我々にはもう業者が決まりましたよと、2次審査がある前ですので今のところは決まっていますが、もうそういう時点でしか委員会にはお知らせというか、私どもが知る術というのはないですよ。このことについて、市民課の民間委託というのは、いささかまだ、さっきのクーラーの件ではありませんが、いろいろと問題が多いんじゃないかなというふうに、私は危惧しています。そんな中でもっと論議がなされないまま、どんどんどんどんいってA社ですよというような結果というのは、私はあまり望ましくないんじゃないかなという気がするんですが、担当課はその辺どうですか。

市民課長

窓口業務委託の目的としましては、民間委託することによりまして運営手法であるとか、顧客対応スキルであるとか、民間が有するノウハウを最大限に活用して市民サービスの向上を図るとともに運営コストの低減を図ることを目的としておりますけれど、これは行革との関連もございまして、平成18年11月に策定しております行革大綱には推進項目として民間委託等による民間活力の活用を掲げまして、また21年の12月に作成しました飯塚市行財政改革実施計画でも行政経営の視点に立った簡素で効率的な行財政運営の確立としまして、民間委託等による民間活力の活用について民間委託等の推進等をあげております。この行革方針に沿いまして市民課も取り組んでいるというところでございます。

松本委員

いやいや担当課の行革に対してというのはわかるんです。私どもも効率のいいことはやはり進めたいという思いを持っています。じゃあどれぐらいの金額が民間になると安くなって、その安くなった分はどこにどんなふうに活かされるのかとかね、そういったことが全然わからないまま、民間になりますよ。何市ありますよ。その何市ありますよというのも、今はじめてお尋ねをしたんですが、そういうことでどんどんどんどん進んで、委員会のほうももう

ここまで来たのかというような、私は正直そういう感覚しか持っていません。他の委員さんはわかりませんが、私はそういう感覚しか持っていませんので、やはりさっきも委員長言われました地場ということも含めて、飯塚市はコスモスコモンの件もありますのでね、やはり地場の業者さんでということであって、これくらいの金額が浮きます。これをこんなふうにしたいと思いますというような、ちゃんとしたあなた方の明記というか、そういったものも示されないで、民間の活力を云々といつも同じようなことなんです、そういうことではせっかく市民に本当に一番密着した市民課ですよ、窓口ですよ。そこをあげ開こうとする理由には、私はちょっと遠いんじゃないかなと思っているんですが、ここまでスケジュールがどンドンどンドンいってしまって、「あんたたちが何を言うても、もうここまでできとうとばい。」とそこまではおっしゃらないのかもしれませんが、私はそういうふうに見受けられるんですが、どうでしょう。

市民課長

窓口業務を民間委託することについてのメリットと言いますか、私ども把握しておりますメリットをちょっと言わせていただきますけれども、まず先ほど申しましたように、運営手法とか顧客対応スキルなど民間が有するノウハウを最大限に活用することによる市民サービスの向上が第1点でございます。2点目で委託職員の長期雇用による身分の安定化、あるいはスキル向上による市民サービスの向上。これは何でこういうことをあげるかと言いますと、現在、臨時職員の方が証明コーナーには5名いるんですけれども、皆さんすべて6カ月で雇用期間が切れるという状況でございますので、スキルの向上がちょっと今の段階では図れないという部分があります。それからコストの低減の関係です。臨時職5名と職員5名を削減するわけですけど、大体年間で約1200万円ぐらいの削減効果が出てくるということです。また内部のことになりますけれど、人員確保といいまして、委託職員が休まれる場合は別の委託職員がみえるということで、現在のように穴が開くということはないということでございます。それからもちろん市内の方を雇用することによって、委託業者を雇用することによって税収の増加も図られるんじゃないかと、以上が大体メリットとしてあげているところでございます。

副市長

いま担当課長がどのぐらいのメリットがあるかということで、残念ながら市役所は市内の最大のサービス産業だと言われて久しいんですが、このことについては確かに質問者言われるように、私も正直言って報告の時期が大変申しわけなくて、前々回ですから、やるには少し遅いということを担当のほうには十分言いました。これだけのことをいきなり出して質問者のほうから個人情報はどうなるのかという質問を受けて、まさにそのとおりだなと思いました。行財政の第1次の実施計画の中には実際にこういうことをやりましょうと書いてあったんですけども、それに書いてあれば何でもどンドンしていいのかというお叱りだろうと思っております。正直言って、こういうことについては計画にはあがっていますが、やるときにはもう少し丁寧に説明をする必要があります。これは私もいま反省しているところでありますけれども、実はこの民間委託したところの状況をお聞きしますと、残念ながら研修をやっておりますがどうしても好評なんです。職員にサービス産業だと言って、市民の対応をどうのこうのと盛んにやっていますが、これは我々職員が全員反省しないといけません、窓口での大きな問題はないと、非常に効率がいいと、費用対効果もいいということを伺いましたので、ゴーサインを出してやろうと、ただ議会に対しての説明は非常に時期的に遅かったということは言われるとおりだというふうには私は思っております。ただ1点、単価的に臨時だけの単価でいいかと言うと、先ほど課長が言いかけてましたけれど、あまり安いと人がこころ代わって、働く人のスキルアップにならないから一定のものはその中で加味していかなきゃならんだろうという予算付けをしておりますけども、それと一番の懸念は住民の個人情報を扱う訳ですから、これをいかにきちっと守ってくれるか、またその苦情対応をどうしてくれるかということで、もちろん委託したから職員が知らないよということではなくて、基本的には証明発行については全て正規の職員

がその決裁権等を持っていますから、ただ窓口の証明発行とかいう窓口業務だけに限ってやるということで、県下7市の状況あるいは、これは正直言って今どんどん数が増えていっております。というのはそれだけの効果があるというふうに認められ、他市も同じような判断をしているんじゃないかなというふうには思っておりますけども、それだけサービス精神が職員に足りないのかなという気持ちも半分反省しながら思っておりますが、そういうことで、ただ今後こういういろんな行革の実施計画であがっているやつを実施していく段階では、もう少し早目に議会のほうには説明を、あるいは住民の方に説明をしていかなければいかんというふうに反省はしているところです。

委員長

他に質疑はありませんか。

岡部委員

さっきから質問が出ていることと同じ意味のことだろうと思うんですけど、私もプロポーザル方式で中身を決めるということは、ある意味少数の意見もきちっと反映して、いろいろと論議をしながら有識者を取り込んでものを決めていくと。ところが今までずっとコスモスコモンでもありましたけど、業者によってはプレゼン慣れしている業者といたしますが、資料にしたって何にしたってきちっと揃えてくると。私は過去にこういう市民課の窓口というか、民間委託の問題は行政視察の中で、ちょっと自治体名は忘れたんですけど、そこは市が音頭をとってまちづくり会社をつくらせて、そのまちづくり会社が市のほうから受けてというふうな形の中で、確かやられたと思うんですよ。いろんな形の中でやっぱりあなた方も再任用の問題とかいろんな問題もあると思うんですよ。だけどそういうふうなことをですね、いま先ほどから委員長の質疑でもそうでしたけど、私どもの耳に入ってくるときは大体もう後戻りのきかないところで、もちろんあなた方の意図も途中で注文の入らないところということで情報を開示していくんだろうと思うんですけど、そのところはやっぱりおかしいと思うんですよ。だからこそこの方向で今いきよると、今からいくよというふうな形のものがあれば、私どももそんな無茶苦茶な注文は言いませんよ。ただあなたがたがプレゼンの中で決められたように、1回は辞めましたけど、全然知らない東京の業者で決まりましたとかいうものが平気で出てくる。それは確かにプレゼンの資料からすればきちとした文章化されたものもあるし、慣れているという部分もあると思いますけれども、やはりそれは地場育成というか、地元を育てるという意味もありますし、いろんな意味を含んでいると思うんです。だからできればやはりこういった市民に直結した問題については、できるだけ情報を開示していただいて、委員会の中でも意見を吸い上げていただいてやっていただきたい。そうじゃないとこれで決まりましたから、これでいきますよといったとき、結果的に私どもの意に反するような答えが出てきたときには、手の上げ下げしか参加する資格はないわけですから、ぜひお願いをしておきます。

市民環境部長

市民課窓口業務委託の性質または目的が価格のみによる競争入札には適さないと、私どもは判断いたしましたので、公募型によるプロポーザル方式で、いま現在、選定業務を進めているところでございます。いろいろと質問委員さんのほうからご指摘がございましたけれども、本業務の委託にあたりましては実績、専門性、技術力、企画力、想像性等により履行内容または履行方法その他に顕著な差異が表れ、価格以外の要素を含めて総合的に判断したいと考えております。しかしながら、その総合的な判断におきましては委託業務の遂行能力があることがまずは前提だと考えておりますし、飯塚市への貢献度および地場事業者の育成につながるかどうか、その点も踏まえて判断をしていきたいというふうに考えております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
次に、「飯塚市自然環境保全条例に基づく届出について」の報告を求めます。
環境整備課長

飯塚市自然環境保全条例に基づく届出がありましたので、ご報告いたします。

別紙資料をお願いいたします。1ページ目が届出の内容で、2ページ目が位置図、3、4ページが計画図でございます。

1ページをお願いいたします。平成23年8月10日、飯塚市中350番地78の中井幸二郎氏より、飯塚市津島281番地22外3筆にて、土砂による埋立て、盛土その他の土地へのたい積を行う事業について、本条例第7条の規定に基づく事業計画届出書の提出がありました。事業計画面積は2,883.92平方メートルで、家屋解体跡地の造成を行い、造成にあたっては外部からの土砂の搬入及び外部へ土砂の持ち出しはしない計画になっております。申請時、造成後の計画については検討中であるとのことでしたので、10月14日に津島公民館で開催される地元説明会を待って委員会報告を行うこととしておりましたが、説明会においても造成後の計画は未定ということでありました。地元説明会におきましては、降雨時に濁った雨水が溜め池に流れるのではないかとこの意見が出ましたが、これについて事業者から溜め池側にL字型の擁壁を設置し、道路側溝に流す計画であるとの説明がありました。市におきましては、地元自治会と協力し事業地からの排水を含め、事業の進行を見守っていきたいと考えております。
以上、簡単でございますが、説明を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「平成25年度全国高等学校総合体育大会の開催について」の報告を求めます。

生涯学習課長

「平成25年度全国高等学校体育大会の開催について」ご報告いたします。

平成25年度全国高等学校体育大会が、陸上競技をはじめ全29競技33種目が、福岡県、大分県、佐賀県、長崎県の北部九州4県で開催されることが決定されました。福岡県ではバレーボール、サッカー、柔道など11競技が北九州市、福岡市、久留米市、春日市、遠賀町、飯塚市で開催されることとなりました。そのうち男子バレーボールが飯塚市で開催されることとなり、女子バレーボールにつきましては、久留米市で行われるようになっています。

開催時期につきましては、平成25年7月28日に大分市で総合開会式が行われ、8月20日の間で全競技が開催されるようになっております。バレーボール競技につきましては8月の初旬での開催が調整がされています。使用会場につきましては、メイン会場を飯塚第1体育館とし、穂波体育館と桂川町体育館及び近畿大学九州工学部の体育館を予定しています。

以上、簡単ではございますが、ご報告といたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「穎田中学校におけるガラス損壊事件について」の報告を求めます。

学校教育課長

穎田中学校におけるガラス損壊事件について、ご報告させていただきます。

これは本年10月30日、日曜日の午前3時頃、外部の何者かによって教室ベランダ側窓ガラス12枚、廊下側窓ガラス14枚、計26枚が割られております。現在、警察に被害届

を出しております。今後このようなことが起きないように危機管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約の報告について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配付しております資料によりご報告いたします。

今回報告をいたします工事は、(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設にかかる(電気設備・その1)工事、(電気設備・その2)工事、(電気設備・その3)工事、(給排水衛生設備・その1)工事、(給排水衛生設備・その2)工事、(給排水衛生設備・その3)工事、(空調設備)工事、及び(換気設備その1)工事の計8件で、入札の執行につきましては、「指名基準」及び「指名運用基準」に基づき、業者選考委員会において、指名要件等を決定し、10月14日に入札通知を行い、10月25日に入札を執行いたしました。その結果でございますが、(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(電気設備・その1)工事は、予定価格1億3150万2千円に対し、落札額1億2228万3千円、落札率92.98%で、アイテックシステム株式会社が落札しております。

次に資料2ページをお願いします。(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(電気設備・その2)工事は、予定価格7460万3550円に対し、落札額7077万円、落札率94.86%で、西日本電波工業株式会社が落札しております。

次に資料3ページをお願いします。(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(電気設備・その3)工事は、予定価格5364万2400円に対し、落札額5071万5千円、落札率94.54%で、有限会社桑野電気工事が落札しております。

次に資料4ページをお願いします。(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(給排水衛生設備・その1)工事は、予定価格7922万6700円に対し、落札額7367万8500円、落札率92.99%で、株式会社藤井工務店が落札しております。

次に資料5ページをお願いします。(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(給排水衛生設備・その2)工事は、予定価格6540万1350円に対し、落札額6146万7千円、落札率93.98%で、有限会社光邦水道工事店が落札しております。

次に資料6ページをお願いします。(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(給排水衛生設備・その3)工事は、予定価格6198万6750円に対し、落札額5764万800円、落札率92.98%で、株式会社九州設備メンテナンスが落札しております。

次に資料7ページをお願いします。(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(空調設備)工事は、予定価格1億138万1700円に対し、落札額8617万3500円、落札率84.99%で、オガワ設備工業株式会社が落札しております。

次に資料8ページをお願いします。(仮称)飯塚市立穎田小中学校建設(換気設備・その1)工事は、予定価格5962万2150円に対し、落札額5067万8250円、落札率84.99%で、有限会社三成工業が落札しております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。
これもちまして、市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。